

1 目的

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的・自発的に活動する中で、個性を伸長し、自主性・協調性・責任感・連帯感などの社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を構築し、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てる。

2 設置部活動

〈体育系〉 陸上競技、ソフトテニス、卓球

〈文化系〉 ブラスバンド

3 入退部

- (1) 一人一人の適性や能力の伸長、自主性・協調性・責任感・連帯感などを身に付けさせるため、全員が部活動に入部し、3年間続けることを原則とする。
- (2) 入退部の際は、保護者と相談し、所定の用紙で届け出を行う。

4 活動計画

- (1) 顧問は、参加する大会や発表会を精選し、年間を通してバランス良く計画的に活動ができるよう年間活動計画や月間活動計画を作成し、教頭に提出し、校長の許可を受ける。また、必要に応じて生徒や保護者へ事前に周知する。
- (2) 休日に活動を行う場合は、部活動許可願を教頭に提出し、校長の許可を受ける。

5 活動時間

- (1) 平日2時間程度、学校の休業日(土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間等)は、3時間程度を原則とし、10分後に完全下校とする。
- (2) 日没時間、通学の安全、学校の教育計画などを考慮し、下のように設定する。

期間	終了時間
1学期始業式後	17:00
文化祭後	16:30
2学期末テスト後	16:00
3学期始業式後	16:30
2月1日以降	17:00

- (3) 期末(学年末)テスト前は7日前から部活動を休止する。
- (4) 早朝練習(朝練)は、自主参加であるが、必ず顧問が練習に付き、顧問の指導のもと練習を行う。時間は7:40～8:15までとする。

6 休養日

- (1) 平日に1日以上及び土曜日または日曜日に1日以上休養日（休養日）を設ける。
- (2) 月曜日を「生徒会・学級の日」、「職員の交流会・職員会議の日」とし、原則として部活動休止日（休養日）とする。
- (3) 大会等により、土曜日・日曜日の両日も活動した場合は、平日1日の部活動休止日（休養日）を設定する。

7 体罰やハラスメント等の防止

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも禁止である。

また、発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者は自分の言動を十分注意し指導に当たる。

さらに、指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ、身体や容姿に係る人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等は絶対しない。

8 安全管理と事故防止

部活動を行う際には、安全管理に万全を図る。やむを得ず、練習等に立ち会えない場合も、他の部の顧問等と連携・協力するとともに、生徒に活動内容・場所等について明確な指示を出す等、事故防止に最大限努める。

また、個々の生徒の体力や発達の段階、疲労状況等を的確に把握した上で、計画的な活動を進め、熱中症への対応等、天候への配慮も含め無理の無い練習を実施する。

特に熱中症対策として、高温や多湿時となったときは練習や大会を中止することや、活動中にこまめな水分・塩分の補給や休憩の取得を徹底するなど、生徒の健康管理に努め、熱中症の症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送など、適切な対応を行う。

9 その他

- (1) 部活動部長会、部活動総会(ミーティング)を定期的に開催し、部活動全体の規律やルールを振り返る場面をつくり、生徒の自主的な運営ができるように支援する。また、入学説明会後の部活動体験、新入生歓迎会での部活動紹介等の取組を通して、生徒が自分の興味や関心に応じて自主的・自発的に活動できるように促す。
- (2) 部活動の保護者会（4月）や部活動見学（11月）を行い、保護者の理解を得て進める。
- (3) 物品の購入や練習試合等の計画を立てる際は、保護者の負担を考慮し、過度の経済的負担が生じないように留意するとともに、会計報告を確実に行う。
- (4) 各部活動ごとに年間及び各月ごとの活動計画を保護者に発信する。

10 拠点校方式による部活動への参加について

- (1) 拠点校部活動として、綾部中学校に設置されている以下の部活動に所属し活動することができる。

女子ソフトボール部、バレーボール部、サッカー部、バスケットボール部、剣道部、合唱部
- (2) 参加については申し出後、市教育委員会からの通知に準じ行い、拠点校と連携し対応する。